

《初回産科受診料の償還払方法について》

西海市では、低所得世帯に属する方が、妊娠判定検査のために医療機関を受診した費用(初回産科受診料)の一部を助成しています。下記の点に留意して、償還払の請求を行ってください。

【対象者】次のすべてに該当する方

- (1)妊娠判定のために医療機関を受診した日に西海市に住所を有する方
- (2)住民税非課税世帯(妊婦と同一世帯の方全員が非課税である世帯)または生活保護受給世帯に属する方
- (3)妊婦の状況を継続的に把握し、必要な支援につなげるため、次の事項に同意できる方
 - ①産科医療機関等の関係機関と市が必要に応じて、妊婦に対する必要な情報(妊婦健診受診状況・家庭の状況等を含む)を共有すること
 - ②所得の状況を確認するため、市が世帯全員の課税状況や住民基本台帳についての公簿等を確認すること
 - ③市から妊娠、出産及び育児に必要な支援を受けること



【必要書類】

- ・初回産科受診料償還払申請書兼同意書(別紙)
- ・領収書(妊娠判定に伴う検査がわかるもの)の写し
- ・振込先を指定する口座が確認できる書類(通帳又はキャッシュカードの写し)
- ・本人確認書類(免許証等の写し)
- ・生活保護受給証明書(生活保護を受けている方のみ)
- ・課税状況が確認できる証明書(妊娠判定検査を受診した年の1月1日時点で西海市以外に住所を有していた方のみ)

【提出期限】妊娠判定検査を受診した日から6か月以内

【提出場所】西海市こども健康課、市民課および各総合支所

【支給金額】1万円を上限として、現に支払った額

★ 提出時には再度、以下で申請書類を確認しましょう！ ★

- ☐ 初回産科受診料償還払申請書兼同意書
- ☐ 領収書(妊娠判定に伴う検査がわかるもの)の写し
- ☐ 振込先口座を確認できる書類の写し
- ☐ 本人確認書類
- ☐ その他課税状況や生活保護受給に関する証明書

ご不明な点等ありましたら、下記担当課にお尋ねください。

西海市 こども健康課 生涯健やか班(電話 0959-37-0067)